

令和6年9月第9回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年9月10日(火)

午前10時00分から午前10時40分

2. 開催場所 本庁舎 2階 会議室

3. 出席委員 (39人)

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 山懸将伸 3番 妹尾宗夫 4番 池田 実 5番 太田 明

7番 沼本通明 8番 樋口昌子 9番 入澤靖昭 10番 柴田博行

11番 松本正幸 12番 中山克己 14番 吉岡 靖 15番 後藤 勤

17番 池本 彰

推進委員 20番 平 義男 21番 梶原啓二 22番 西谷玲子 23番 中嶋久志

24番 井手宏治 25番 築澤安彦 26番 松下 功 27番 上田房次郎

30番 根本 章 31番 田中秀樹 32番 長尾 修 33番 二宗貴志

34番 高谷明弘 35番 植田浩史 36番 浅田光明 37番 戸田典宏

38番 各務和裕 39番 東郷朝夫 40番 山中正義 41番 池田久美子

43番 高見寛二 44番 佐子ゆかり 45番 筒井一行 46番 清水 晃

4. 欠席委員 (7人)

農業委員 2番 岡田耕平 6番 池田和道 13番 武村一夫 16番 福島康夫

推進委員 28番 太安隆文 29番 白石壽平 42番 二若正次

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第45号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第6 報告第19号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 美甘真弓 主幹 柴田正人 主事 岡村侑磨

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 失礼します。皆さんおはようございます。
それでは、ただいまから令和6年9月の総会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶のほうをよろしくお願いいたします。

会 長 おはようございます。ご苦労さまです。
9月になりました。今年は去年にも増して高温ということで、残暑がずっと続いております。まだ8月のような雰囲気でございます。今月いっぱい暑いんじゃないかというふうに思います。熱中症に対処しながら、皆さん頑張っておられたんだろうというふうに思います。8月末には台風10号が日本のほうへやってきたということで、非常に注意を払われたんだろうというふうに思います。70mを越す風が吹くんじゃないかというような九州では話がありまして非常に心配したわけです。これもまた、日本国中とっていいぐらいな地域で、あっちこっちが被害を受けたということでございます。海水温が非常に高いということで、台風が発達すると。それからまた、なかなか迷走しまして、偏西風が北のほうを走っているということもありまして行き先がなかったというところでございます。これらの天気が今後も続くんだろうというふうに思います。農作物にも大きな変化といいますか、そういうものが出てくるんだろうというふうに思います。今後、非常に気をつけなければならないことだろうというふうに思います。
また、北のほうで、もう早いところではかなり稲刈りのほうも進んでいるんじゃないかというふうに思います。今年はこういう暑い中でございますけど、頑張られているのだろうというふうに思います。報道等によりまして今年は米がないということで、米棚に米がなくなったということでかなりテレビ、新聞等で大きく報道されて、現在もまだそういう状態が続いているというところでございます。いろいろな条件が重なってこういうことになったんだろうというふうに思いますけど、以前は冷夏の年で非常に米が不足して外国産米を輸入したというようなこともございました。あれ以来の米騒動といいますか、令和の米騒動と言われている方がおられますけど、非常に大きな問題となりました。我々農業者としても現状を見たときに、このような状態では米がなかなか作っていけないんじゃないかというふうな念も抱いております。何とか採算の合うような価格でないとやっていけないし、農地が守れないんじゃないかというふうに思っております。これは国のほうの決定といいますか、そういう力を貸していただかなければ、なか

なかこの問題は解決しないんじゃないかというふうに思います。消費者の方にもしっかりとそのようなことを理解していただいて、米政策を打っていただきたいというふうに思っております。今年の米価はどのぐらいの単価でいくらか分かりませんが、何とか維持できるようなことがずっと続きますように願っております。

それでは、今日はいろいろとこの後、説明会のほうが、地域計画のほうもあるということでございまして、あと半年ぐらいな地域計画でございしますが、いろいろと真庭市の現状というのが分かってくるというふうに思いますので、しっかりと見ていただきたいというふうに思います。それでは、今月もよろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございました。

それでは、会議に入らせていただきます。

本日の欠席委員さんは4名いらっしゃいます。2番委員、6番委員、13番委員、16番委員でございます。遅参の方はいらっしゃいません。よって、ただいまの出席委員は19名中15名でございます。定足数に達しておりますので、9月総会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を会長よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 それでは、議事録署名委員は、11番、 委員、12番、 委員を指名いたします。

日程2、議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は12件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、市外の譲渡人が、北房の譲受人に、申請農地、田1筆883㎡、畑2筆843㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願います。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、11番委員さんから説明をお願いいたします。

11番委員 議長。

議長 はい、11番委員。

11番委員 11番です。

番号1についてご説明いたします。

譲受人に9月1日にお話を伺いました。譲渡人のほうは学生さんでもあり、母親の方に電話でお話を伺いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人の所有する住宅が空き家になっていると聞き、譲受人が貸してほしいと譲渡人をお願いしたら、農地も一緒に買ってほしいと言われて購入する方向で手続を進めている案件です。譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は現在農業をしておりません。農地取得後は農業を始めたいと言っています。田については営農組合に加入していますし、現在はほかの営農組合員が管理しています。畑は住宅に隣接しています、家庭菜園程度の面積だと思っております。その他指摘事項もありません。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田6筆4,111㎡、畑2筆343㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願います。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、1番委員さんから説明をお願いいたします。

1番委員 議長。

議長 はい、1番委員。

1番委員 1番です。

番号2につきまして、去る9月1日に譲受人立会いの下、現地調査を行いましたので、その内容につきましてご報告させていただきます。まず、権利移転する事由の詳細でございますけれども、譲受人は現在アパートに住んでおります。先ほど事務局のほうから市外という説明がございましたけれども、実際にはもうこちらの真庭市のほうのアパートに住んでいるということでございます。それで、将来を本人が考えておりまして、一戸建てで、なおかつ土地つきというような購入を検討しており、業者に相談をいたしておりましたけれども、このたび希望にかなった本案件が見つかり、話がまとまりまして権利移転を行う

ものでございます。次に、譲受人の耕作状況等でございますけども、譲受人は会社員ということで今まで農作物は作っておりませんでした。このたび土地つきということで、今後権利移転いたしました土地につきまして栽培するということでございます。幸いにも近隣に農業を営んでおります叔父が住んでおります。その叔父に栽培方法を教わりながら野菜なり、譲り受ける農地に既に作付されている果樹を栽培していくということにいたしており、適切な農地管理を行うものと思われまます。なお、管理に必要な農機具等につきましては叔父が一式持っておりまして、当面は叔父と一緒に借りながら栽培を行っていくということでございます。その他の指摘事項は特にございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田1筆677㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、27番推進委員さんから説明をお願いいたします。

27番推進委員 はい。

議 長 はい、27番推進委員。

27番推進委員 27番です。

3番について調査したことを報告します。

譲渡人は中京地区に住んで娘さんのところにおられるそうで、電話で聞きました。8月30日に電話で話を伺いました。譲渡人は同じ集落に住んでいましたが、数年前から中京のほうにいますので、譲受人は長年頼まれて耕作しておりましたが、昨年返しましたが、草刈り等の世話を頼まれ、どうせなら売買でという話になり買うことになったそうです。譲受人は会社員ですが、自分の田も耕作しており農機具などは十分あるので、そのまま耕作されると思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田1筆1,066㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議 長 はい、3番委員。

3番委員 3番です。

番号4について説明いたします。

譲受人、譲渡人は昔は近所同士で親類に当たりました。その後、譲渡人は市外へ移住しまして、このたびその方の親が亡くなりましたので、そのお子さんから譲受人がいただいて耕作すると。この農地は譲受人の家のすぐそばにあり、その後、圃場整備をされましてお互いに1枚の圃場になっております。そして、譲受人もずっと管理と農地の耕作をされておりました、今後も適正に管理されるものと思われまして、何ら問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議案の2ページ目をお開きください。

番号5でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、畑1筆293㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議 長 はい、5番委員。

5番委員 5番委員です。

番号5につきまして、先日9月4日に譲受人立会いの下、現地確認及び調査を行いました。権利移転する事由でございますが、譲渡人と譲受人は本家分家の親戚関係でありまして、住宅のほうも前後ろと隣接しております。譲渡人は岡山市のほうに今住んでおられまして、今のところ実家は空き家となっておりますが、申請地の畑のほうは荒らすことなく譲受人が長年一般野菜を作付しております。地元に戻るといことがないの見切りをつけられまして、このたび所有権移転の話が進みました。当日9月4日に岡山市居住の譲渡人本人に電話して内容等を確認いたしましたところ、一切の相違はないということでございます。ご承認をしていただきました。次に、譲受人の耕作状況でございますが、専業農家で水稻と和牛の繁殖農家であります。現在、和牛も75頭ほど飼育しておられます。農地を適正かつ有効に活用いたしまして、家族ぐるみで農業を営んでおります。農機具もトラクター3台、軽四貨物3台と、その他あらゆる農機具を所有しておられることから、この申請農地取得後も今までどおり耕作するものと認めます。指摘する事項等は特にありません。

以上、調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

 続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号6でございますが、久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、畑1筆543㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、32番推進委員さんから説明をお願いいたします。

32番推進委員 議長。

議 長 はい、32番推進委員。

32番推進委員 32番推進委員です。

 番号6につきまして、9月1日に譲受人、譲渡人両者立会いの下に調査を行いましたので報告します。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人の家が農地から少し離れているので耕作に不便で困っていたところ、農地の隣接地に居住する譲受人が退職によって時間ができたということで、農地を取得して耕作することで話がまとまったとのことでした。譲受人の耕作状況等ですが、現在全く譲受人は耕作等をしておりません、農地も持っていないということです。ですが、取得する農地には部分的に果樹が植えてあるので、追加して果樹を植えたり、一部分は耕して野菜を作る予定であるということです。農機具も徐々に購入していく予定ということですが、面積もそう広くないので農機具もそう必要はないものと思われます。耕作は夫婦で行うとのことでした。その他指摘事項ですが、当該農地は果樹がまばらに植えてある程度で、草刈りをちょっとしているという程度のところでした。畑作をするには耕うんをしないと使えないということを伝えていきます。

 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

 続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号7でございますが、市外の譲渡人が、久世の譲受人に、申請農地、畑1筆113㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 はい。

議 長 はい、10番委員。

10番委員 10番です。

 8月31日に譲受人と話し合い、譲渡人の母親が近所で生活しておりましたが亡くなり、県南で生活している息子さんの所有になり、現在

に至っておりました。マルチ等で雑草を抑えていましたが、譲受人の自宅の前でもあり、このたび話がまとまり、購入することになりました。譲受人の耕作状況ですけど、耕作状況は畑が10坪ほどありますが、今後の生活のために夫婦2人で野菜等を作付し、老後の生活を楽しまたいと思っておりますということであります。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号8について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号8でございますが、久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、畑1筆197㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いいたします。

12番委員 議長。

議 長 はい、12番委員。

12番委員 12番です。

8月31日に譲渡人と現地で確認を行い、話を聞きました。譲受人は8月の総会の申請のときにこの件については電話で聞いておりますので、そのままでございます。というのが、不動産屋の申請を8月でしたかったですけれども、ちょっと遅れたことで1か月遅れております。譲受人は田舎で農地と家を取得し、移住して農業をするために今リフォームを行っている住宅に隣接している農地を不動産屋を通じて話がまとまり、権利移転を行うものでございます。なお、すみません、農地までの距離が1キロとなっておりますけど、これはゼロです。もう家に隣接しておりますので、これを後から見たら1キロになってますけど、1キロもありません。譲受人は現在購入した家をリフォームしており、リフォームが出来次第、移住して農業を始めたいということで、それまでは近所の農家に管理をお願いしたそうです。農業は初めてということで近所の農家に指導もお願いしており、農機具も必要なものはその都度購入や借りることになっているので十分耕作していくものと思われます。したがって、今回の権利移転については問題がないと思いますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、番号9、番号10については関連する内容ですので、事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局主事 番号9でございますが、番号10との交換による所有権移転の申請ですので一括して説明いたします。

譲渡人、譲受人は、どちらも勝山の方になります。申請農地、番号9、畑1筆61㎡と、番号10、畑1筆76㎡を、交換によります所

有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、34番推進委員さんから説明をお願いいたします。

34番推進委員 議長。

議 長 はい、34番推進委員。

34番推進委員 推進委員34番です。

番号9と10を一緒にご報告させていただきます。

現地確認は9月5日に譲受人と譲渡人と一緒に確認しました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は隣同士に住まれ親戚になられます。約20年以上前にお互いの話により家の近くになるように畑を交換されましたが、今後も耕作していくため、正式に交換したいと今回申請するものです。譲受人の耕作状況ですが、番号9の方は農機具はトラクター、耕運機、管理機、草刈り機を所有され、田畑を耕作されています。ご家族は奥様、お姉様と3人おられ、主にご主人が作業されています。1番ですが、不耕作目的の取得ではありません。2番の必要な農作業に常時従事すると認められます。その他指摘事項はありません。番号10ですが、譲受人、農機具は管理機、草刈り機を所有され、耕作されています。ご家族は、奥様、子供さん1人の3人暮らしでされています。農作業はご主人と奥様がされています。1番で不耕作目的の取得ではありません。2番の必要な農作業に常時従事すると認められます。その他指摘事項はありません。審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号11について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議案の3ページ目をお開きください。

番号11でございますが、市外の譲渡人が、勝山の譲受人に、申請農地、田2筆817㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、34番推進委員さんから説明をお願いいたします。

34番推進委員 34番です。

議 長 はい、34番推進委員。

34番推進委員 番号11についてご報告いたします。

9月5日に譲渡人と電話で確認しました。9月6日に現地確認を譲受人としました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人は5年ほど前に譲渡人より家と農地を購入し耕作されていますが、下限面積のことがあり申請が遅れていましたが、廃止になったことで今回申請するものです。譲受人の耕作状況ですが、ご家族はご主人、奥様、子供さん

2人の4人です。耕作は週二、三回の割合でされ、主にご主人と奥様でされています。農機具は耕運機、草刈り機を所有されています。1の不耕作目的の取得ではありません。2の必要な農作業に常時従事すると認められます。その他の指摘事項ありません。審議方よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号12について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号12でございますが、落合の譲渡人が、勝山の譲受人に、申請農地、畑1筆392㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、36番推進委員さんから説明をお願いいたします。

36番推進委員 議長。

議 長 はい、36番推進委員。

36番推進委員 36番推進委員です。

番号12についてご説明申し上げます。

番号12について、9月2日に譲受人に立会いいただき、現地調査を行いました。譲渡人と9月2日、電話で話を聞きました。権利移転する事由の詳細についてですが、譲渡人は以前は譲受人の近所でしたが、親が亡くなり、現在は空き家で誰も住んでいません。譲渡人は高齢になり、今後畑を耕作することもなく手放したいと考え、譲受人に畑を買ってほしいと相談したところ、売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は夫婦、子供、母親の4人暮らしです。30年前から田30アールを隣の人に作ってもらっています。残りの田畑は自宅から離れているため、耕作していません。譲渡人の畑を20年前から借りて野菜を作っています。このたび譲渡人から畑を買ってほしいと相談があり、売買の話がまとまりました。譲受人は以前から畑を借りて作っているため、農機具等はそろっています。特に指摘すべき問題はないと思われますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

7番委員 はい。

議 長 はい、どうぞ。

7番委員 8番の農地までの距離を現地確認に行かれたらゼロというふうにされて

る、これが1となっているのはなぜなのかということと、それから10番の世帯人数を、この資料では4となっていますけど、言われた方は3名というふうにおっしゃっておられるんですけど、その辺はどうなのでしょう。

議 長 事務局、答えられますか。はい、事務局どうぞ。

事務局主事 まず、8番のほうについてですが、申請書のほうでは平均距離1キロ、平均時間が10分と書かれていたのですが、地図で見ると実際には隣接している土地ということなので、実際にはすぐ隣なのでゼロキロということになっております。

10番のほうについては少々お待ちください。

議 長 10番です。はい、どうぞ。

事務局主事 10番についてですが、世帯員がご本人の方と奥さんとお子さん、それから申請書ではその申請者のお父さんが書かれてありました。ただ、農作業の日数についてはゼロ日となっておられるので、世帯員としては本人含めて4名ですが、実際に農業に従事されるのは3名ということになっております。

議 長 分かりました。

ほかにはございませんか、よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議 長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第43号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第43号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日ご審議いただく案件は1件でございます。

5ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人（北房）は、既存の墓地が山間部にあり、維持管理が困難となってきたことから、畑1筆20㎡を、墓地用地にするため、転用申請

するものです。農地区分は、２種農地と判断されます。転用に伴う費用ですが、土地造成■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、２２番推進委員さんから説明をお願いいたします。

２２番推進委員 議長。

議 長 はい、２２番推進委員。

２２番推進委員 ２２番です。

９月５日に申請人の母親の立会いの下、現地確認と話を聞きました。現在、墓地が不便なところにあり、申請人も体が不自由であり、両親も高齢となり、年々墓に参ることが困難になり申請地に墓を移転することになりました。申請地は申請人の自宅から１０ｍほど離れた場所にあり、近くには他の家のお墓もあり、また隣接する住宅にも了解を得ております。周囲の状況なんですが、東が山林、西、南が田んぼ、北が住宅等になっております。申請地は周囲を田畑に囲まれ、日照等、周辺の農地の営農条件に支障を来すことはないと思われます。以上のとおり本案件につきましては転用はやむを得ないものであり、周辺の農地への影響についても問題ないと思われるのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質問はありませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第４３号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第４３号、農地法第４条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程４、議案第４４号、農地法第５条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号１について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第44号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議につきまして、本日も審議いただき案件は1件でございます。

7ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（市外）は、既存の駐車場が手狭であり不便であることから、駐車場として利用するための土地を探していたところ、このたび現在居住している住宅の隣地を所有している譲渡人（久世）との話がまとまり、申請農地、畑1筆127㎡を譲り受け、露天駐車場にするため、転用申請するものです。なお、譲受人が市外と申しましたが、都合により住民票のほうがり外にございますが、実際は申請地に隣接しているうちのほうに居住されているということになっております。申請地の農地区分ですが、2種農地と判断されます。転用に伴う費用ですが、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類としまして、被害防除計画書のほか、土地利用計画等の詳細計画に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 はい。

議 長 はい、10番委員。

10番委員 10番です。

8月31日に譲受人とお話をいたしまして、事由は実家への進入路が狭く以前から購入を検討しておりましたが、ようやく話がまとまったものでございます。今後は、露天駐車場として活用してまいります。周辺は宅地とか道路なので、他の農地への影響はないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質問はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第４４号、農地法第５条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程５、議案第４５号、基盤強化法第１９条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第４５号につきまして、９ページをお開きください。

議案第４５号、農用地利用集積計画の決定について。

このことにつきまして、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、その決定について審議に付します。案といたしまして、令和６年９月１０日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全１７筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長 それでは、お目通しをしてください。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第４５号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第４５号、基盤強化法第１９条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程６、報告第１９号、農地法第１８条第６項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局次長 報告いたします。

報告第 19 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の貸借の合意解約についてです。

11 ページをご覧ください。

今回、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の届けが 1 件ございました。内容等を確認したところ、適正であると認められたため、受理いたしました。

報告は以上になります。

議 長 報告第 19 号について、質問、意見等ございましたらお願いします。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 ないようです。

質問、意見等ないので、これらの案件は報告案件でございますのでご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

(午前 10 時 40 分 閉会)

